

令和8年度 集団指導

市内介護サービス事業所

伊達市 高齢福祉課 介護保険係

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

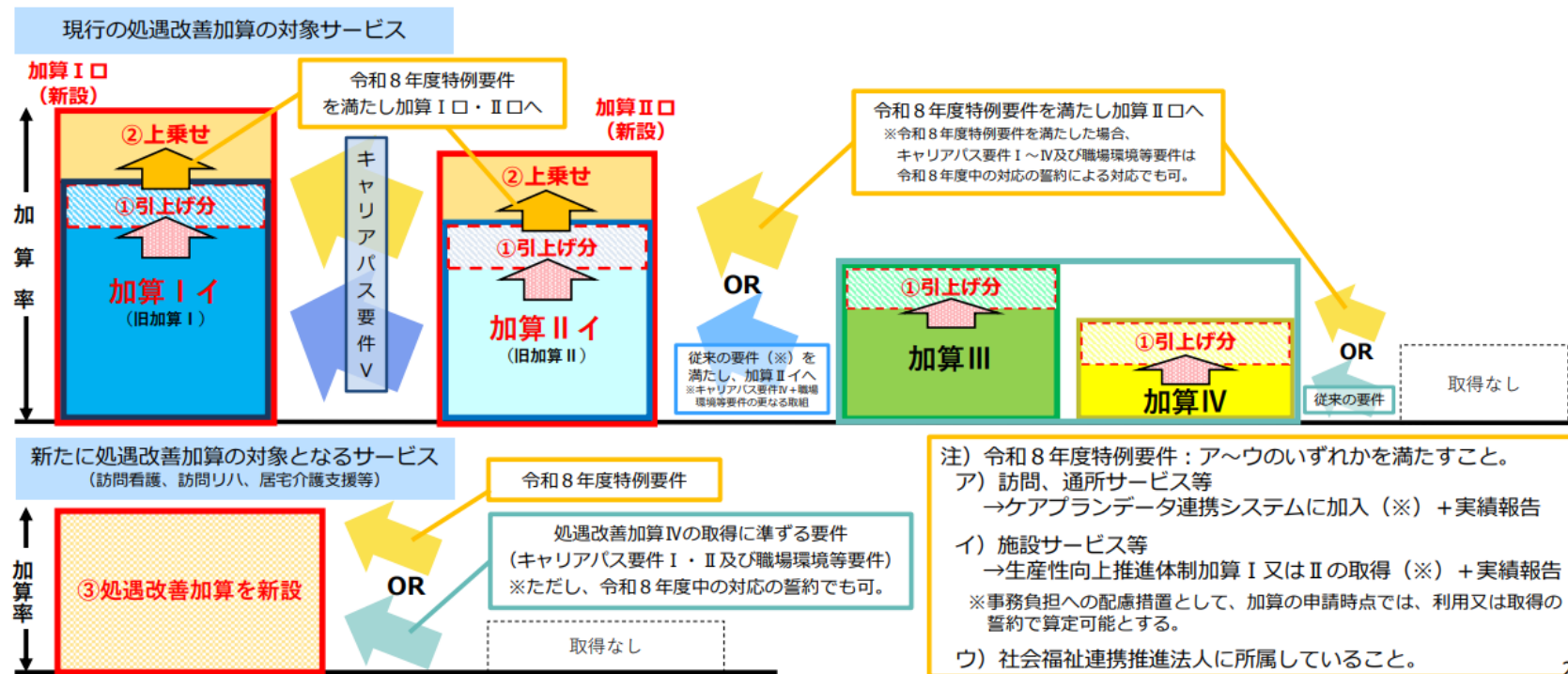
(1) 介護職員等処遇改善加算の拡充

概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3％）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4％）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3％）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(1) 介護職員等処遇改善加算の拡充



※厚生労働省 令和8年度介護報酬改定の概要 抜粋

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(1) 介護職員等処遇改善加算の拡充

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

※厚生労働省 令和8年度介護報酬改定の概要 抜粋

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(2) 基準費用額（食費）の見直し

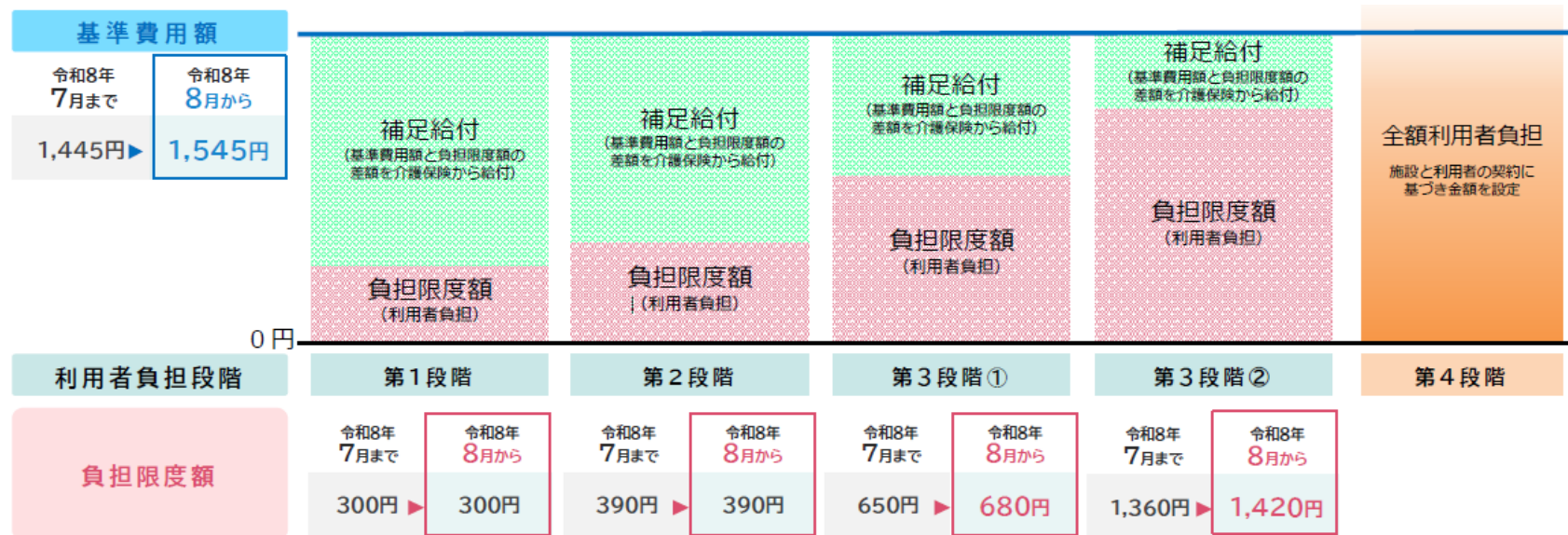
概要

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
- 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。

※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しもあわせて実施。（参考）診療報酬は、令和8年度改定において、入院時の食費基準額を40円/食引き上げ、この際には低所得者に配慮した対応として、所得区分等に応じ、患者負担を20円～40円/食引き上げる措置を実施（令和8年6月～）。

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(2) 基準費用額（食費）の見直し



※厚生労働省 令和8年度介護報酬改定の概要 抜粋

詳しくは以下をご確認ください。

■厚生労働省ホームページ 「令和8年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html

・ [令和8年度介護報酬改定の概要](#)

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

令和8年度診療報酬改定を踏まえ、下記通知の一部が改正されました。令和8年6月算定分より適用されていますのでご確認ください。

・ 介護保険最新情報vol.1502「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ&Aの発出について

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(3) 協力医療機関連携加算に係る要件変更

概要

会議開催頻度の要件緩和

	令和8年6月以降	従前
電子的システムの活用あり	年1回以上	定期的に年3回以上
電子的システムの活用なし	年3回以上 一定の条件(※1)を満たした場合年1回以上	概ね月に1回以上

※1

入院の必要性が認められた入所者が協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた入所者に協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合（この場合、入退院又は往診に際して協力医療機関の職員と、急変時の対応方針、診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること）

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(4) 人員欠如に係る特例的な取扱い

概要

- 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準を満たせなくなった場合(※1)であって、一定条件(※2)に該当するときは、1年に1回に限り、人員欠如が生じた月の翌々月までの間、減算の適用を猶予する。

※1

通所系サービス：人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合
施設系・地域密着型サービス：人員基準上必要とされる員数を下回った場合（介護・看護職員の1割の範囲内で減少した場合及び看護・介護職員以外の人員基準欠如（翌々月から減算となるケース）の場合に限る）

※2

- ① 公共職業安定所又は無料職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っていること
- ② 民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと
- ③ 当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい
- ④ 一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(4) 人員欠如に係る特例的な取扱い

届出

■提出書類

- ① やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱いに係る届出添付書類
- ② 届出時点で有効な求人票の写し

■提出期限

人員欠如が生じた月の翌月

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(5) 経過措置終了について

令和6年度介護報酬改定において示された、下記事項の経過措置期間が令和9年3月31日をもって終了します。令和9年4月1日より義務化となりますのでご注意ください。

■協力医療機関との連携体制の構築

■利用者の安全・サービスの質の確保・職員の負担軽減の委員会の設置

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(5) 経過措置終了について

協力医療機関との連携体制の構築

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

以下の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（病院に限る）

※ 認知症対応型共同生活介護

上記①、②の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(5) 経過措置終了について

協力医療機関との連携体制の構築

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

認知症対応型共同生活介護

以下事項は令和6年度介護報酬改定で義務化（経過措置なし）。

- ・ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等について、事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。
- ・ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めること。

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等

(5) 経過措置終了について

利用者の安全・サービスの質の確保・職員の負担軽減の委員会の設置

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

2. 介護職員等処遇改善加算について

処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、それぞれの期日までに以下の届出が必要です。

(1) 体制等状況一覧表等の届出（体制届出）

算定開始月の前月末まで

(2) 処遇改善計画書等の作成・提出

当該事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日まで

(3) 実績報告書等の作成・提出

各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日まで

※令和8年度実績報告書の提出期日：令和9年7月31日

処遇改善加算の改定があった年は各届出の提出期限が変わることがあります。

また、計画書・実績報告書は原則メールでのご提出をお願いいたします。

2. 介護職員等処遇改善加算について

詳しくは以下をご確認ください。

■厚生労働省ホームページ 「介護職員の処遇改善：TOP・制度概要」

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

・ [介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）](#)

・ [令和8年度介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）](#)

・ [介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ & A（第2版）](#)

■伊達市ホームページ 「介護職員等処遇改善加算について（事業者向け）」

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/60484.html>

介護職員等処遇改善加算に関するご不明点やご相談は下記専用窓口にお問い合わせください。

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号： 050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

3. 各種届出・申請について

(1) 各種様式掲載場所

伊達市ホームページ

- 「（事業者向け）居宅介護支援・介護予防支援事業について」
<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/64297.html>
- 「（事業者向け）地域密着型サービス事業について」
<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/822.html>
- 「介護予防・日常生活支援総合事業について（事業者向け）」
<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/10978.html>
- 「介護保険関係申請」
<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/56.html>

3. 各種届出・申請について

(2) 変更届出

事業者の指定を受けた事項に変更があった場合には、市に届出をしてください。

■提出書類

- ① 変更届出書
- ② 付表（サービス別）
- ③ 添付書類

居宅介護支援・介護予防支援

…「[変更届出必要書類一覧](#)」をご参照ください。

地域密着型サービス

…「[地域密着型サービス変更届 添付書類一覧](#)」をご参照ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

…「[総合事業変更届一覧表](#)」をご参照ください。

■提出期限

変更日以前 または 変更日から10日以内

3. 各種届出・申請について

(3) 加算に関する届出

事業者の指定を受けた事項に変更があった場合には、市に届出をしてください。

■提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 体制等状況一覧表
- ③ (加算に応じて) 各届出書・添付書類

居宅介護支援・介護予防支援

…「[加算届出必要書類一覧](#)」をご参照ください。

地域密着型サービス

…「[加算届出にかかる添付書類一覧](#)」をご参照ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

…「[総合事業加算届一覧表](#)」をご参照ください。

■提出期限

算定月の前月末

3. 各種届出・申請について

(4) 電子申請届出システム

各種届出は原則電子申請届出システムで申請受付を行っています。

- ・ 変更届
- ・ 加算届
- ・ 指定更新申請
- ・ 新規指定申請
- ・ その他（休止届・廃止届・再開届等）

申請・届出可能な
種類が増えました



伊達市「だってちゃん」

メリット

- 書類の印刷、郵送、持参などの手間や費用が削減されます。
- 各保険者ごとに別の様式を準備する手間が削減されます。
- 自動入力機能や入力漏れを防ぐチェック機能があります。

3. 各種届出・申請について

(4) 電子申請届出システム

詳しくは以下をご確認ください。

- 介護サービス情報公表システム 「電子申請・届出システム ヘルプ画面」
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true
- ・ [操作ガイド（介護事業所向け） ver2.30](#)
- ・ [操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版 ver2.50](#)
- ・ [電子申請届出システムの利用にあたってのGビズIDの運用について ver1.10](#)
- ・ [【電子申請届出システム】介護事業所様向けQ&A](#)

3. 各種届出・申請について

(5) 協力医療機関に関する届出書

※以下のサービスのみ提出要

- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護

令和6年度の制度改革に伴い、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

つきましては、対象となるサービス事業所は下記のとおり提出をお願いします。

■提出書類

- ① 協力医療機関に関する届出書
- ② 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書・契約書等の写し）

■提出期限

令和9年3月19日（金）

3. 各種届出・申請について

(5) 協力医療機関に関する届出書

留意事項

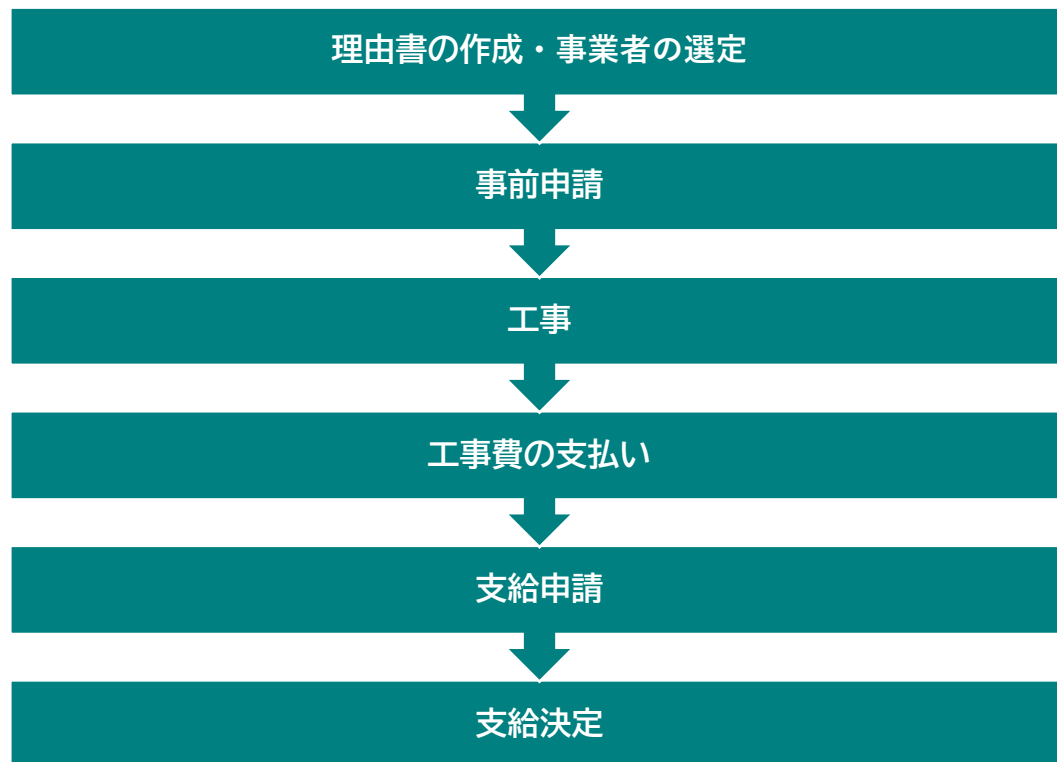
- 協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに提出してください。
- 要件を満たす医療機関との連携に係る義務付けは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護はR9.3.31まで努力義務、認知症対応型共同生活介護は努力義務ですが、「（要件にかかわらず）協力医療機関を定め」「協力医療機関の名称を市に届出しなければならない」規定であるため毎年度提出をお願いします。
- 年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認する必要があるため、届出書の「入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日」は、毎年度更新が必要です。

3. 各種届出・申請について

(6) 住宅改修について

住宅改修事前審査の結果が通知までに、10日ほど要します。工事の見積書と工事箇所写真、見取り図との整合性を確認してご提出ください。

住宅改修の流れ



※承認日以降に着工してください

3. 各種届出・申請について

(7) 軽度者の例外給付について

- 遡っての申請はできません。
- 認定申請中等の理由で、暫定で利用する場合も、利用前に申請が必要です。
- サービス担当者会議後に、医師の意見を確認しているケースが見受けられます。医師の意見を確認後、サービス担当者会議を開催してください。
※「該当する基本調査の結果がない場合」に限る
- 主治医等に医学的な所見について聴取する際は、疾病名等を含む医学的所見及び状態像について具体的に聴取してください。
- 医師の意見書を添付しない場合は、主治医の意見の確認方法、確認年月日、病院名、医師名、所見内容がわかるようにサービス担当者会議の記録等へ記載してください。
- 認定期間が終了するごとに提出が必要です。

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

4. 請求について

(1) 過誤

過誤とは、既に事業所に支払われた介護給付（総合事業）費の取下げを行う方法です。取下げられた介護給付（総合事業）費は、当月処理分の事業所支払額と相殺することにより調整されます。

過誤をする場合は、保険者へ申立を行います。過誤には「通常過誤」と「同月過誤」の2種類があります。

4. 請求について

(1) 過誤

通常過誤

給付実績の取り下げのみを行う。

【 当月請求額 － 過誤調整額 ＝ 支払決定額 】

■提出書類

介護給付費過誤申立書 ※件数が多い場合事前連絡

■提出期限

毎月10日（閉庁日の場合、前開庁日）

■再請求

国保連合会から翌月に通知される帳票「過誤決定通知書」を確認した後、過誤処理を行った翌月以降に必要な応じて再請求を行う。

(例) 8月審査：100万（当月請求額）－ 90万（過誤調整額） ＝ 10万（支払決定額）
9月審査：100万（当月請求額）＋ 80万（過誤再請求額） ＝ 180万（支払決定額） 合計190万円

4. 請求について

(1) 過誤

同月過誤

給付実績の取り下げ（過誤）と再請求を同じ月に行う。

【 当月請求額 － 過誤調整額 ＋ 過誤再請求額 ＝ 支払決定額 】

■提出書類

介護給付費過誤申立書 ※件数が多い場合事前連絡

■提出期限

毎月25日（閉庁日の場合、前開庁日）

■再請求

支払を受けた介護給付（総合事業）費の取下げと、取下げを行う分の再請求を同一月内に行う方法。過誤と再請求を同じ月に行うため誤りのあった差額のみ調整される。

（例）8月審査：100万（当月請求額）－ 90万（過誤調整額）＋ 80万（過誤再請求額）＝ 90万（支払決定額）
9月審査：100万（当月請求額）＝ 100万（支払決定額）
合計190万円

4. 請求について

(1) 過誤

留意事項

- 過誤調整額が当月請求額を上回る場合は原則不可。
※事業所への支払額が少額となる場合は、ひと月に行う過誤件数を少なくし、複数月に分けて処理を行う等の方法で対処する。
- 同月過誤処理は特殊処理と位置づけているため、以下のいずれかに該当する場合を対象とする。
 - ・ 多数の過誤調整が必要となった場合（毎月の請求分以上の金額が取下げになる等）
 - ・ 県の実地指導等により過剰請求等が発覚し、介護給付費の返還が必要となった場合（差額のための調整とするため）
 - ・ 市町村が特別に処理を認めた場合（同月再請求が行われなかった場合は通常過誤処理となる）

4. 請求について

(1) 過誤

介護給付費過誤申立書記載例

事業所 → 保険者

伊達市長 様

記入例 介護給付費過誤申立書

通常過誤

通常過誤・同月過誤のいずれかを選択してください。

事業所番号	07XXXXXXXX
事業所名	〇〇デイサービス
事業所所在地	伊達市〇〇字〇番地〇
連絡先	000-000-0000
担当者	伊達 太郎

下記の介護給付について、過誤を申し立てます。

2026年 9月 15日

被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供年月	申立事由コード	申立事由
0000XXXXXX	伊達 花子	2026年8月	1002	請求誤り
				過誤申立が必要になった理由を記載してください。

申立事由コードは「様式番号」と「申立理由番号」の4桁で構成されます。
<様式番号(前2桁)>
サービス種類に応じて、数字2桁を記載してください。
※別紙「過誤申立事由コード一覧表」参照
<申立理由番号(後2桁)>
申立理由に応じて、数字2桁を記載してください。
※別紙「過誤申立事由コード一覧表」参照

4. 請求について

(1) 過誤

過誤申立事由コード一覧

・様式番号一覧(前2桁)	
様式番号	様式名称
10 様式第二	居宅サービス介護給付費明細書(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))
11 様式第二の二	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防防居室療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))
21 様式第三	居宅サービス介護給付費明細書(短期入所生活介護)
24 様式第三の三	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防短期入所生活介護)
22 様式第四	居宅サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
25 様式第四の二	介護予防サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
2A 様式第四の三	居宅サービス介護給付費明細書(介護医療院における短期入所療養介護)
2B 様式第四の四	介護予防サービス介護給付費明細書(介護医療院における短期入所療養介護)
23 様式第五	居宅サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における短期入所療養介護)
26 様式第五の二	介護予防サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における短期入所療養介護)
30 様式第六	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護(平成18年3月サービス以前))
31 様式第六の二	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護)
32 様式第六の三	居宅サービス介護給付費明細書(特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護)
33 様式第六の四	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防特定施設入居者生活介護)
34 様式第六の五	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
35 様式第六の六	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
36 様式第六の七	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書(特定施設入居者生活介護(短期利用型)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型))
40 様式第七	居宅介護支援介護給付費明細書
41 様式第七の二	介護予防支援介護給付費明細書(介護予防支援)
50 様式第八	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)
60 様式第九	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)
61 様式第九の二	施設サービス等介護給付費明細書(介護医療院)
70 様式第十	施設サービス等介護給付費明細書(介護療養型医療施設)
10 様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス)
20 様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント)

・申立理由番号(後2桁)	
①通常過誤	
申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取下げ
09	時効による保険者申立の取下げ
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ
44	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ
45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ
46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ
47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ
62	不正請求による実績取下げ
99	その他事由による実績の取下げ
②通常過誤(台帳過誤)	
申立理由番号	申立理由
11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
90	その他事由による台帳過誤
③同月過誤	
申立理由番号	申立理由
12	請求誤りによる実績取下げ(同月)
49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4A	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4B	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4C	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4D	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
69	不正請求による実績取下げ(同月)

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて

(1) 書面で同意を得る場合

利用者等からの同意を得る必要があるもの

・ 居宅サービス計画書（第1表）

・ 居宅サービス計画書（第6表）サービス利用票※

…署名欄を設ける、又は余白を使用して以下のとおり同意を得てください。

ケース	同意確認方法		押印
① 本人が署名できる場合	同意年月日 記載	署名（手書き）	不要
② 本人が署名できない場合		記名（印字・スタンプ等により氏名を記す）	要
③ 上記以外		代筆（本人氏名、代筆者氏名・続柄・関係性を手書き）	不要

※第6表サービス利用票から利用者確認欄が削除されていますが、居宅サービス計画書記載要領には、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。」と記述されています。そのため、第6表サービス利用票においても第1表と同様に利用者の確認を受けてください。

5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて

(2) 電磁的方法で同意を得る場合

利用者への同意等、書面で行うことが規定されているものについては、書面に代えて電磁的方法により同意を得ることができます。同意等を省略できるものではない点に留意してください。

電磁的方法の具体例としては、解釈通知に「電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等」が例示されています。

電磁的方法をとる場合は、事前に利用者又はその家族等の承諾を得て、同意の記録を居宅介護支援経過（第5表）に記載してください。

5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて

(3) その他の事項

介護予防サービス・支援計画書及び各地域密着型サービス計画書並びに重要事項説明書への同意についても、1・2の居宅サービス計画書と同様の取扱いとします。

詳しくは、令和8年1月28日付伊達市高齢福祉課長通知「居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて」をご確認ください。

- ・ [居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて](#)

■伊達市ホームページ 「居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて」
<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/15/82926.html>

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

6. 各種減算について

(1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

- ※ 業務継続計画の策定等は、令和6年4月1日より義務化
- ※ 令和7年4月1日から減算の対象（業務継続計画未策定減算）
- 感染症に係る業務継続計画
 - 平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等
- 災害に係る業務継続計画
 - 平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携等

6. 各種減算について

(1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算

単位数

業務継続計画未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売除く）

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

6. 各種減算について

(2) 高齢者虐待防止の推進

概要

虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、介護事業所は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 虐待の未然防止
- 虐待等の早期発見
- 虐待等への迅速かつ適切な対応

6. 各種減算について

(2) 高齢者虐待防止の推進

概要

次の①～④の事項を1つでも実施していない場合は、基本報酬を減算する。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- ② 虐待防止のための指針
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

単位数

高齢者虐待防止措置未実施減算（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

6. 各種減算について

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

概要

事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことから、身体的拘束等の適正化に係る措置を講じる必要がある。

【身体的拘束等の適正化に係る措置】が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

6. 各種減算について

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

単位数

身体拘束廃止未実施減算

- 施設・居住系サービス（認知症対応型共同生活介護など）
所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算
- 短期入所・多機能系サービス（看護小規模多機能型居宅介護など）
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

6. 各種減算について

(4) 運営基準減算【居宅介護支援】

居宅介護支援費において、次のいずれかに該当する場合、運営基準減算として、所定単位数の50%を減算します。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数を算定することができません。

契約時の説明

居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。

居宅サービス計画の新規作成・変更

- 介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をしていない。
- 介護支援専門員が、サービス担当者会議を開催していない。
- 介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者からの同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者と担当者に交付していない。

6. 各種減算について

(4) 運営基準減算【居宅介護支援】

サービス担当者会議

要介護認定を受けている利用者が、要介護更新認定を受けた場合や要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、サービス担当者会議を行っていない。

モニタリング

- 居宅サービス計画作成後、モニタリングにあたり、介護支援専門員が1月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者に面接をしていない。
(居宅サービス計画作成後、モニタリングにあたり、介護支援専門員が2月に1回、利用者の居宅を訪問し、訪問しない月にテレビ電話を活用して利用者に面接をしていない。)
 - ① テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ア 利用者の心身の状況が安定している。
 - イ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる。
 - ウ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受ける。
- 居宅サービス計画作成後、モニタリングにあたり、介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

7. 事故報告について

介護サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者である市町村（所在地が異なる場合には事業所等の所在する市町村）に報告が必要です。

事故が発生した場合の伊達市への報告については、以下の「介護保険サービス提供時における事故報告の取扱いについて」をご確認のうえ、「事故報告書」により報告してください。

- ・ [介護保険サービス提供時における事故報告の取扱いについて](#)
- ・ [事故報告書](#)

7. 事故報告について

令和8年度上半期に報告のあった市内介護施設における事故について分析結果を報告します。

■令和8年4月1日～令和8年9月30日の事故報告件数

42件（内 男性：14件、女性：28件 ※同一人物の事故を除く）

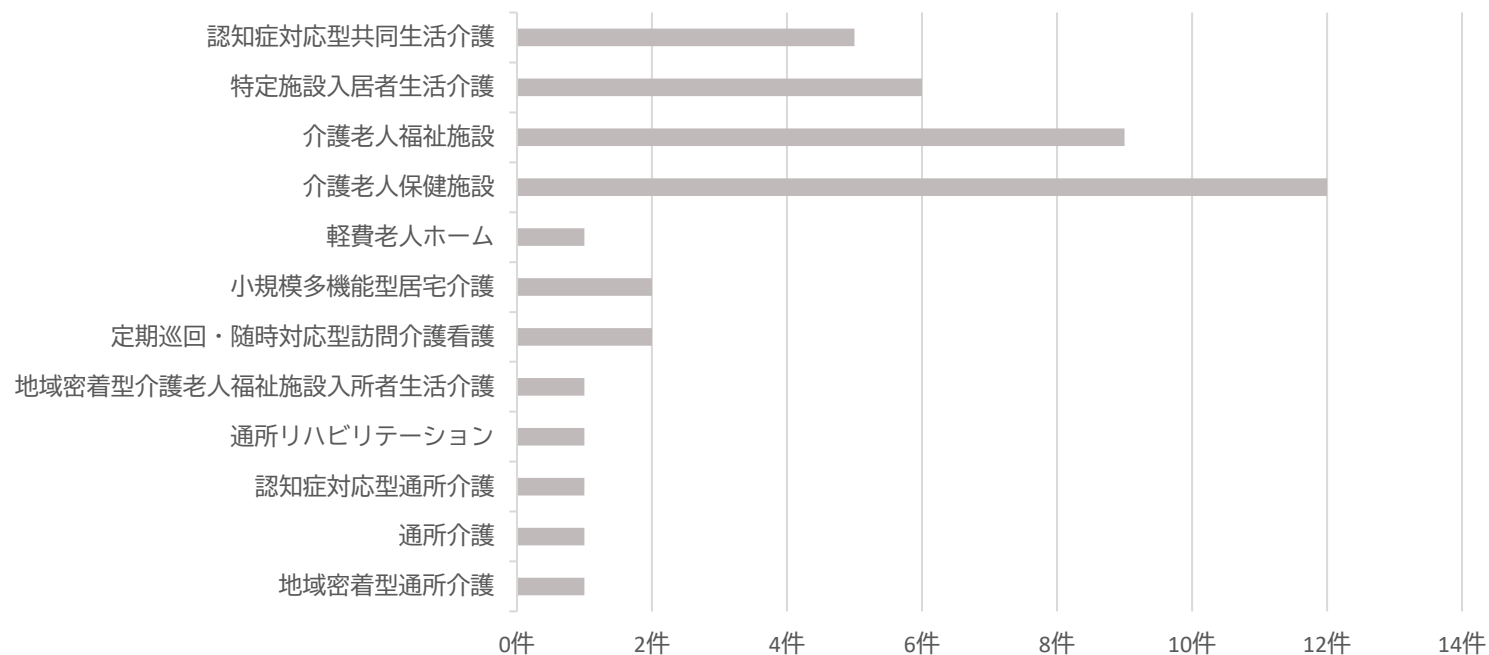
■分析項目

- ・ サービス種類
- ・ 要介護度
- ・ 発生場所と事故の種別

7. 事故報告について

(1) サービス種類

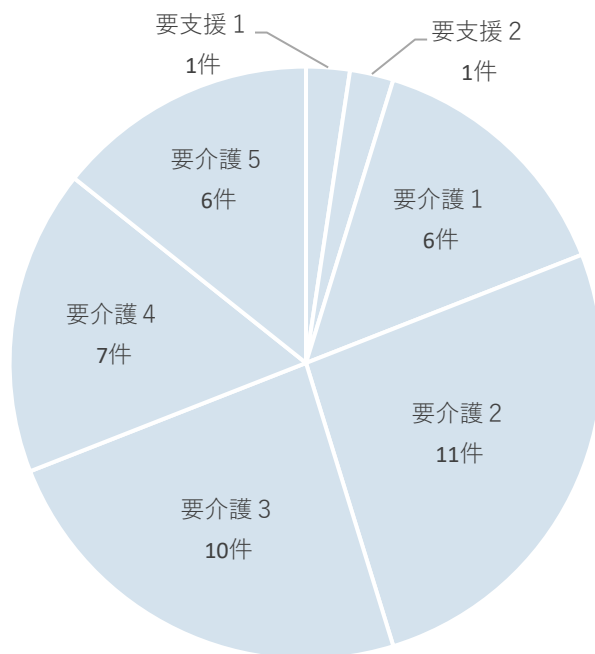
事故が生じた施設としては、「介護老人保健施設」が12件と3割弱を占めております。次に「介護老人福祉施設」が9件と続いています。



7. 事故報告について

(2) 要介護度

要介護度別件数としては、「要介護2」が11件、「要介護3」が10件と、合わせて半数を占めています。要介護2・要介護3の方は、見守りや歩行器の使用により自力での立ち上がりや歩行が可能な状態のため、認知機能低下により危険予測が出来ずに転倒、下肢筋力低下によりバランスを崩し転倒するケースが見られました。

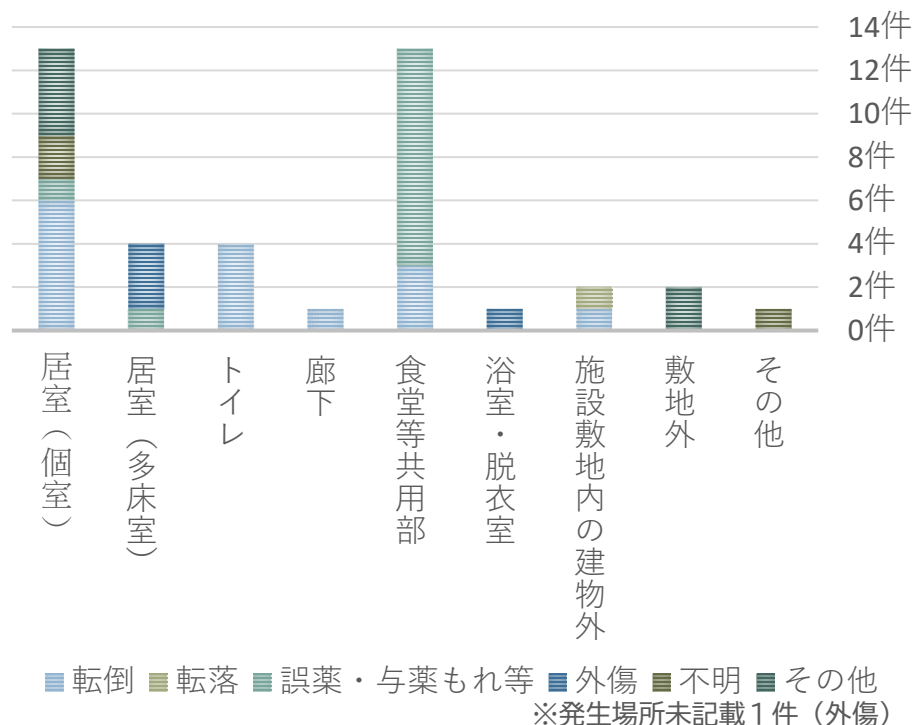


7. 事故報告について

(3) 発生場所と事故の種別

「居室（個室）」では転倒による骨折事故が多くみられました。居室は職員の目が届きにくい場所のため、事故を未然に防ぐ環境づくりが大切です。

「転倒」の次に件数の多い誤薬事故は原因の殆どが服薬介助時の職員の間違えないという過信や、業務多忙等によるマニュアルの未遵守です。服薬の重要性や誤薬の危険性等改めてご確認ください、マニュアルの徹底をお願いします。



目次

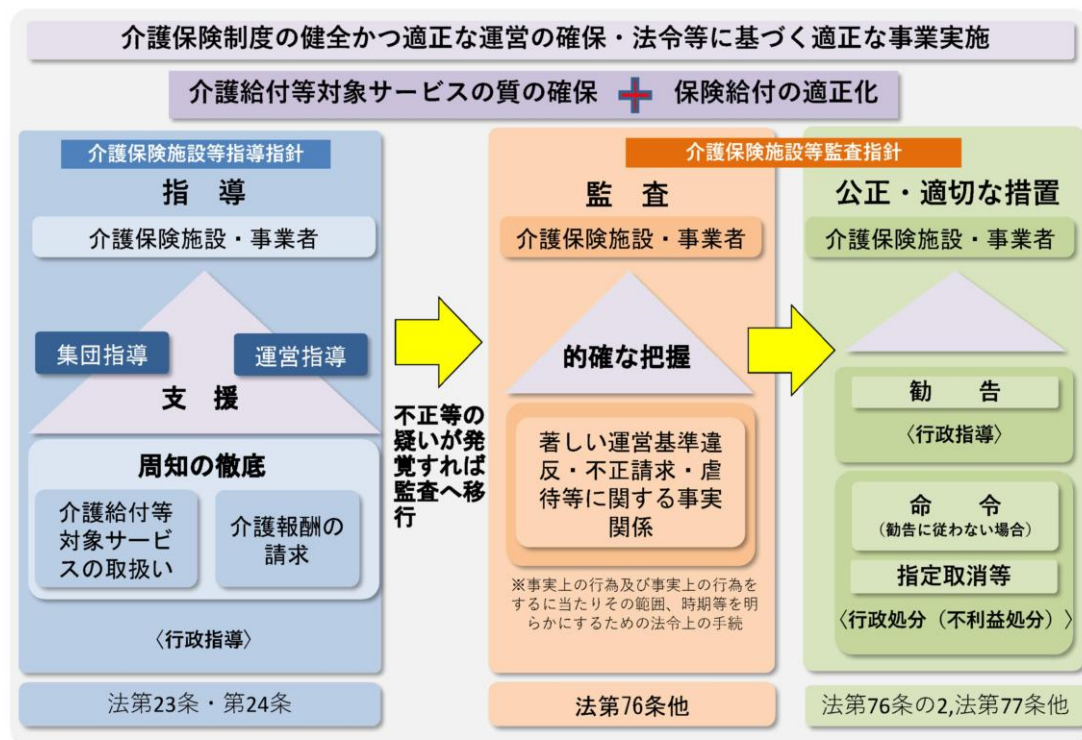
1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

8. 指導及び監査について

指導の目的

介護保険施設等が適正なサービスを提供できるよう支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」について、周知徹底し、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」を図ること。

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



※厚生労働省 介護保険施設等運営指導マニュアル 抜粋

8. 指導及び監査について

(1) 集団指導

指導内容

- 介護給付等対象サービスの取扱い
- 介護報酬請求の内容及び制度改正等について

実施頻度

年1回以上

実施通知

集団指導実施日の概ね2月前以上

実施方法

集合、オンライン又は集合とオンラインのハイブリッド形式（いずれかで実施）

出席者

管理者

8. 指導及び監査について

(2) 運営指導

指導内容

- 介護サービスの実施状況
- 基準等に規定する運営体制及び介護報酬請求等について

実施頻度

- 指定の有効期間内（6年）に少なくとも1回以上
- 居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）、施設サービスについては、3年に1回以上

実施通知

- 運営指導実施日の概ね1月前以上
- 緊急時等、速やかな状況確認が必要な場合、運営指導開始時に通知することもある。

8. 指導及び監査について

(2) 運営指導

実施方法

管理者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で実施

結果通知

- 概ね1月内に結果通知
- 改善を要すると認められる事項がある場合には、改善報告を求める。
- 必要に応じて、改善報告の内容を実地で確認する。（モニタリングの実施）

返還指導

介護報酬の請求誤りが認められた場合、過誤調整を指導することもある。

8. 指導及び監査について

(3) 監査

監査とは、基準条例違反、介護報酬の不正請求若しくは利用者への虐待行為が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること。

実施通知

- 監査開始時に文書で通知
- 運営指導を実施中に監査に移行した場合は口頭

行政上の措置

- 勧告
- 命令
- 指定の取消し等

経済上の措置

- 原則として5年間分を返還
- 40%の加算金が増えられることもある。

目次

1. 令和8年度介護報酬改定及びその他改正事項等
2. 介護職員等処遇改善加算について
3. 各種届出・申請について
4. 請求について
5. 居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて
6. 各種減算について
7. 事故報告について
8. 指導及び監査について
9. 運営指導における主な指摘事項について

9. 運営指導における主な指摘事項について

居宅介護支援事業所

運営に関する基準

- (1) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（伊達市基準条例第15条（12）及び伊達市居宅サービス計画書等の同意に関する取扱いについて）

指定居宅介護支援の具体的取扱方針について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 文書による利用者の同意が確認できない（利用者等の署名がない）。
- ② 代筆の際、代筆者の氏名、続柄の記載がない。

- (2) 業務継続計画の策定等（伊達市基準条例第21条の2）

業務継続計画の策定等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 業務継続計画の内容が不十分
- ② 研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。

9. 運営指導における主な指摘事項について

居宅介護支援事業所

運営に関する基準

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（伊達市基準条例第23条の2）

感染症の予防及びまん延の防止のための措置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。

(4) 掲示（伊達市基準条例第24条第3項）

掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 重要事項をウェブサイトに掲載していない。

(5) 秘密保持（伊達市基準条例第25条第3項）

秘密保持について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ・ 個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から同意を得ていることが確認できない。

9. 運営指導における主な指摘事項について

居宅介護支援事業所

変更の届出等

変更の届出等（伊達市指定等に関する規則第3条第1項）

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに届出すること。

介護支援専門員

【 根拠条文 】

※ 伊達市基準条例

「伊達市介護保険法に基づく居宅介護支援事業者の指定の要件並びに
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例」

※ 伊達市指定等に関する規則

「伊達市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則」

最 後 に

介護保険係 お問い合わせフォーム

介護保険法に基づく運営基準や介護報酬等に係るご質問については介護保険係で回答しています。

当係へのご質問については、「お問い合わせフォーム（介護サービス事業者向け）」（下記リンク）をご利用ください。

- ・ [「お問い合わせフォーム（介護サービス事業者向け）」](#)

ご利用にあたっての留意点

- お問い合わせ前に、法令、厚生労働省が公開している資料やQ&A等をご確認ください。
- ご質問の内容により回答にお時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

▼ スマートフォンでの
お問い合わせはこちら ▼

